

II 禁止物件について (原則として屋外広告物を掲出することができません)

1. **主なものとして以下に掲げる物件があります**
・橋りょう、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯、街路樹、信号機、道路標識、消火せん、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所など
2. **電柱、街灯柱その他これに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗もしくは立看板等を掲出できません**
(電柱に巻き付け・添架する場合のみ許可)
3. **道路の路面には、広告物を表示できません**

III 禁止地域及び許可地域について

禁止地域 (原則として屋外広告物を掲出することができない地域)

市内における具体的な禁止地域は、次のとおりです

①都市計画法により定められた区域 (条例第4条第1号)

第1種及び第2種低層住居専用地域

②文化財保護法等により指定された区域 (条例第4条第2号)

武並神社本殿(大井町)の周囲から50m以内の区域
ヒトツバタゴ自生地(笠置町姫栗)、傘岩(大井町奥戸)
正家廃寺跡(長島町正家寺平)、富田ハナノキ自生地(岩村町富田大洞)
伝統的建造物群保存地区(岩村町本通り)から展望できる地域

③自然環境保全法、岐阜県自然環境保全条例により指定された区域(条例第4条第6号)

天瀑山(岩村町)、大船神社(上矢作町)

④高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の市内全区間 (条例第4条第7号)

中央自動車道

⑤道路、鉄道等で市長が指定する区間(条例第4条第8号)

国道19号(瑞浪市境～田邊橋、明知鉄道との交点～中津川市境)
国道257号(愛知県豊田市境～国道19号との交点)
県道恵那峡公園線(奉行橋～県道恵那白川線との交点)
東海旅客鉄道中央本線の市内全区間

⑥道路、鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域(条例第4条第9号)

中央自動車道の路線の両側500m未満の区域(用途地域が定められている区域を除きます)

※主な地域は上記のとおりですが、詳しくは担当課までお問い合わせください。

許可地域 (原則として屋外広告物を掲出するのに許可が必要な地域)

禁止地域を除く市内全域が許可地域となります。
一定の規格、基準に適合しなければなりません。

IV 許可の基準について

■共通基準

マンセル値による色彩の推奨基準(彩度8以下)

■個別基準

1. **自家広告物：自己の氏名、名称、店名、商標又は事業・営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業所に掲出するもの**

許可地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物	・表示面積:1基50㎡以下・高さ:15m以下
	屋上広告物	・個数:1つの建築物につき1個(堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ・表示面積:20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・高さ:地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下
	壁面広告物	・表示面積:次の2つとも満たすこと ・1個30㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積の1/2以下
	突出広告物	・個数:1壁面につき1個(堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし) ・表示面積:20㎡以下(堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし) ・下端の高さ:歩道上にあっては地表から2.5m以上、車道上にあっては地表から4.7m以上 ・道路上への出幅:1m以下

禁止地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物 屋上広告物	・表示面積:1事業所等につき表示面積の合計が50㎡以下 ・その他の基準:広告物の種類に応じて許可地域の設置基準と同じ
	壁面広告物 突出広告物	

※ただし、1事業所等あたり合計10㎡以下のものについては許可申請不要

2. **案内用広告物：自己の住所、事業所、営業所又は作業所を知らせるため、その付近に掲出するもの
道標等：道標、案内図板その他公衆の利便に供する広告物**

許可地域	広告物の種類	道路及び鉄道で、市長が指定する区域 ^⑥ で用途地域外の設置基準	左の区域以外の設置基準
	野立広告物	・表示面積:1面4㎡以下 合計8㎡以下 ○集合看板1面20㎡以下 合計40㎡以下 ・高さ:5m以下	・表示面積:1面20㎡以下 合計40㎡以下 ・高さ:広告塔15m以下、その他10m以下
	屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ	・広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ

禁止地域	広告物の種類	設置基準
	野立広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物	・表示面積:1面2㎡以下 合計4㎡以下 ○集合看板1面10㎡以下 合計20㎡以下 ・高さ:野立広告物のみ5m以下 ・その他の基準:広告物の種類に応じて自家広告物の許可地域の設置基準と同じ

※ただし、道標等は2㎡以下のものについては許可申請不要

⑥の区域

- ・中央自動車道の両側1,000m以内の区域(禁止地域等の区域を除く)
- ・国道19号、国道257号、国道363号、県道恵那峡公園線(奉行橋から県道恵那白川線との交点までの間)の両側1,000m以内の区域
- ・東海旅客鉄道中央本線、明知鉄道明知線の両側1,000m以内の区域